

市は、転入や転出などが多くなる年度末に合わせて、休日臨時開庁を実施します。

■開庁日と窓口
 ▼3月21日(月)・26日(土) 市役所市民課・税務課
 ▼3月27日(日) 市役所市民課・税務課、西根・安代総合支所地域振興課

取り扱い業務などは下表のとおりです。平日の開庁時間に手続きが行えない人は、ぜひご利用ください。

なお、マイナンバーカードは、個人番号カード交付通知書(はがき)が届いている人が対象です。窓口にて提出する申請書の一部は、市ホームページからダウンロードすることが出来ます。また、委任状もダウンロード出来ますので、代理人が申請する場合は、事前にご準備ください。

毎週水曜日は、午後7時まで本庁舎の窓口延長も行っていきます。こちらもご利用ください(マイナンバーカード交付はできません)。

■休日臨時開庁で取り扱う各種業務の受付時間、担当課・係

取り扱い業務内容	受付時間	担当課・係
▶マイナンバーカードの交付(※)	午前9時から 午後4時まで	市民課戸籍住民係 (内線1062~1065)
▶転入・転出などによる住民異動届の受け付け ▶戸籍謄抄本、住民票の写し、印鑑証明書の交付 ▶印鑑登録および登録廃止の手続き	午前8時半から 午後5時15分まで	
▶国民健康保険の手続き ▶国民年金の異動届受け付け ▶後期高齢者医療の手続き ▶乳幼児など医療費助成の各種手続き		市民課国保年金係 (内線1070~1074)
▶所得証明書および納税証明書の交付		税務課市民税係 (内線1124~1127)

※マイナンバーカードの交付について

- ① 交付手続きには、一定の時間を要しますので、あらかじめご了承の上、時間に余裕を持って来庁いただくようお願いします。
- ② 指定の交付場所以外での交付を希望される場合は、受け取り予定日の2日前までに、市民課(☎・内線1061)にご連絡ください。

年度末の休日に合わせて市役所を臨時開庁します

●詳しくは
 表中の担当課・係まで

国では、例年、3月を「自殺対策強化月間」と定め、重点的に広報活動をするなど、予防対策を強化しています。

岩手県の自殺者は、一昨年から2年連続で増加し、平成26年の人口動態統計では、自殺死亡率が全国でも高くなりました。市でも同年には、11人もの大切な命が自殺で失われています。

県でも、国と同じく3月を「岩手県自殺対策強化月間」としています。一人でも多くの人の自殺を防ぐため、県民が、共に自殺予防に取り組む社会づくりに向けて、『みんなであつなごういのちとこころの絆』をキャッチフレーズに、各市町村や関係機関などが一体となって、自殺予防対策に取り組んでいます。

■自殺予防普及キャンペーン
 市は、保健推進員協議会の協力の下、9月の「県自殺防止月間」と3月の「自殺対策強化月間」に合わせ、市内商業施設などでキャンペーンを実施しています。また、11月には、安代地区でも同様の活動を行いました。



自殺予防を呼び掛けるキャンペーン活動(11月1日、田山小学校体育館)

変化に気づき声掛けよう 3月は自殺対策強化月間

●詳しくは
 健康福祉課健康推進係(☎・内線1084)まで

■ゲートキーパー養成研修
 2月23日、市役所で、岩手医科大学災害・地域精神医学講座の赤平美津子特命助教を講師に、市内小・中学校教職員を対象としたゲートキーパー養成研修を実施しました。

※ゲートキーパーとは
 悩んでいる人に気づき、声を掛け、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のことです。

■ゲートキーパーの役割
 ① 気づき 家族や仲間の変化に気づ

いて、声を掛ける。
 ② 傾聴 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける。
 ③ つなぎ 専門窓口などに早めに相談するように促す。
 ④ 見守り 温かく寄り添いながらじっくり見守る。

■自殺予防の十箇条
 左のようなサインが数多く見受けられる場合は、自殺の危険が迫っています。早めに医療機関や下表の相談窓口などにつなげましょう。

自殺予防の十箇条

1. うつ病の症状に気を付ける(気分が沈む、自分を責める、仕事の能率が落ちる、決断できない、不眠が続く)。
2. 原因不明の身体の不調が長引く。
3. 酒量が増す。
4. 安全や健康が保てない。
5. 仕事の負担が急に増える、大きな失敗をする、職を失う。
6. 職場や家庭でサポートが得られない。
7. 本人にとって価値あるもの(職、地位、家族、財産)を失う。
8. 重症の身体の病気にかかる。
9. 自殺を口にする。
10. 自殺未遂に及ぶ。

厚生労働省「職場における自殺の予防と対応」から

■相談窓口の一例

相談窓口	電話番号	対応時間
県精神保健福祉センター こころの健康相談	0570-064-556	月曜から金曜日 午前9時から午後4時半まで (祝日、年末年始を除く)
盛岡いのちの電話	019-654-7575	月曜から土曜日 正午から午後9時まで 日曜日 正午から午後6時まで
一般社団法人 社会的包括サポートセンター よりそいホットライン	0120-279-226	24時間365日
市健康福祉課	74-2111	月曜から金曜日 午前8時半から午後5時まで (祝日、年末年始を除く)

市内就業を条件に医師・看護学生に資金貸し付け

●詳しくは
 健康福祉課健康推進係(☎・内線1081)まで

市は、将来、市内医療施設などで医師または看護師として就業を目指す人に対し、次のとおり養成修学資金の貸し付けを行います。



- 応募資格 大学の医学部または看護学校などに在籍する学生
- 募集人数 医師志望1人、看護師志望2人

- 提出書類 ①貸付申請書②保証人連署の誓約書③戸籍抄本④履歴書⑤健康診断書⑥在学証明書(合格通知書)⑦学業成績証明書
- ※①と②の書類は、所定の様式がありますので、市役所健康福祉課に備え付けのものに記入してください。⑥については、入学前に申し込む場合、合格通知書を提出し、入学後、在学証明書を提出してもらいます。
- 申込期限 4月20日(水)
- 選考方法 書類審査および面接

農業振興地域整備計画の見直しを実施 「農振除外」の申請は5月31日(火)までに

市は、平成28年度に「農業振興地域整備計画」(以下、農振計画)の見直しを行います。

農振計画のあらまし

農振計画は「農業振興地域の整備に関する法律」に基づいて、市が定める計画です。この計画は、農業の振興を図るべき地域(農業振興地域)を明らかにし、土地の有効活用と農業の近代化を進めるため、おおむね5年間を見通して策定する計画です。



土地を有効活用するためにも農業振興地域整備計画を策定します

農振除外とは

農業振興地域内では、農用地として利用する土地の区域を「農用地区域」としています。農用地区域は、優良な農地の保全のため、農業以外の目的での利用が制限されています。

農用地区域内の農用地を、住宅建築や植林などの農用地以外に使用したい場合、その土地を農用地区域内から除外する手続きが必要となります。この手続きを一般的に「農振除外」と呼んでおり、期限内に申請する必要があります。

農振除外に必要な5要件

- 1 農用地以外の用途に供することが必要かつ適当であつて、代替すべき土地がないこと
- 2 農用地区域内における農用地の集約化、農作業の効率化や土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと

3 農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼす恐れがないこと

4 農用地区域内の土地改良施設が有する機能に著しい支障を及ぼす恐れがないこと

5 土地改良事業等の施行区域内にある土地については、事業完了(公告)した年度の翌年度から8年を経過していること

6 農用地区域内の土地改良施設が有する機能に著しい支障を及ぼす恐れがないこと

農振除外の申請受け付け

事業を計画している人は、その土地が農用地区域に該当する場合、農振除外の手続きをしてください。農用地区域に指定されていない場合は手続きは不要です。

▼受付期間 4月1日(金)から5月31日(火)まで

▼提出書類

- 1 農用地利用計画変更申出書
- 2 位置図および付近図(申請地の位置や付近の状況が分かるもの。縮尺は、1万分の1または5万分の1程度のもの)

1程度のもの)

- 3 建物または施設の面積・位置図(建物の面積、位置および施設間の距離が分かる図面。縮尺は、5百分の1または2千分の1程度)
- 4 事業計画の概要が分かる設計書、配置図など
- 5 公図の写し(申請地の地番や地目、隣接地の状況を表示した図面)
- 6 位置選定検討表
- 7 資金計画書(資金調達の裏付け資料、残高証明など)
- 8 土地の登記全部事項証明書
- 9 その他状況に応じた書類(事前協議に応じます)

※申請内容によって、必要な書類が異なる場合がありますので、まずはご相談ください。

▼その他 申出書などの様式は、市政課に備え付けてあります。

提出された申請書を審査し、適切なもの以外は除外・見直しをすることになります。転用目的、場所によっては、除外できない場合もあります。

▼注意事項 計画の見直し時期は、5年に1度となっています。このため、今回の見直し時期である平成33年まで、農振除外は原則制限されませんので、ご注意ください。

詳しくは、市役所農政課農政係(☎・内線1333)まで。